

深孔処分の成立性の検討に向けた技術基盤の
調査(II)

仕様書

1. 件名

深孔処分の成立性の検討に向けた技術基盤の調査(II)

2. 目的及び概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」）が、経済産業省資源エネルギー庁から受託した「令和6年度高レベル放射性廃棄物等の地層処分に関する技術開発事業（直接処分等代替処分総合評価技術開発）」では、使用済燃料の直接処分以外の代替処分オプションとして深孔処分¹⁾に着目し、建設、操業準備、操業、閉鎖の各事業段階での鍵となる因子の抽出と、それら多様な因子の組合せがどのような条件（地質環境条件や利用可能な技術）で深孔処分の成立の可否に係わるか等のポイントを明らかにするとともに、成立の可否に係る工学技術関係や性能評価関係についての既存技術の現状の把握及びそれらの改良・高度化や新規開発に係る課題の具体化等を進めることが求められている。

本件では、諸外国での深孔処分の検討事例において、深孔処分の成立の可能性をどのように主張・論証しているかの調査・分析、及びそれら主張・論証の成否に関連する技術の現状や課題の調査・分析を実施する。

3. 実施場所

受注者側施設

4. 納期

令和7年1月31日

5. 実施項目

- (1) 諸外国の検討事例における深孔処分の成立に係る主張・論証の調査・分析
- (2) 主張・論証の成否に関連する技術の現状や課題の調査・分析
- (3) 報告書の作成

6. 実施内容

- (1) 諸外国の検討事例における深孔処分の成立に係る主張・論証の調査・分析

深孔処分については、1990年代から米国サンディア国立研究所等で検討されてきた深度5,000 m程度の鉛直孔を対象としたものに加え、近年さまざまな国・機関で2,000 m程度の比較的浅い深度の処分概念や、水平孔や斜孔を対象とした処分概念が有望な技術として提案・検討されている。一方で、深孔処分の実証あるいはそれに近いレベルでの具体的な検討例は、まだ報告されていない。

これらのことから、深孔処分の工学的成立性の確認のためには、深孔処分の実現に必

1) 本検討では、超深孔処分と比較的浅い深孔処分を合わせて「深孔処分」と表記する。

要な深孔の掘削、廃棄体の定置、深孔の閉鎖等が、個別単位で技術的に実現できることの確認、さらに全体として整合的に成立することの確認等の包括的な観点が必要となる。そこで、先行している諸外国での深孔処分の検討事例を対象に、深孔処分の成立に係る主張や論証に重点をおいて調査・分析することを通じて、それら検討事例で着目されている深孔処分の成立の可否に係わる論点や条件等を明らかにしていくを試み、わが国での深孔処分の成立性を論じる際に注意すべき論点や条件等の設定に資する基盤情報として抽出・整理する。

具体的には、諸外国での深孔処分の検討事例において、深孔処分の成立に係る主張や論証がどのようになされているかに特に着目した調査・分析を行う。その際、例えば、以下の点に着目する等して、主張や論証における論点をできる限り具体的かつ包括的に整理していくこととする。

- ・ 深孔処分の前提条件を、どのように考えているか（地質環境条件、廃棄体条件等）
- ・ 深孔処分の概念として、何をどのような理由で設定しているか（深度、孔径、方向（鉛直、斜坑、水平）等）
- ・ 深孔処分の実現に向けて満たすべき設計要件として、どのようなものを設定しているか（例えば、事前調査（地質環境条件等）・建設（掘削等）・操業準備（深孔維持等）・操業（廃棄体降下・定置等）・閉鎖（深孔埋め戻し等）等の各段階についての設計要件、また複数の段階に関係する横断的な設計要件等）
- ・ それら設計要件の実現に向けて、どのような技術及び手順で実現できるとしているか、深孔処分システムの仕様をどのような機能を満たすものとして設定しているか、またそれらの実現に向けての必要となる条件（地質環境条件、適用技術等）や技術的な課題として、どのようなものが挙げられているか

上記の調査・分析及び論点の整理では、検討事例ごとの特徴を明らかにすることに加えて、異なる前提条件・概念・設計要件・方法等を対象とした複数の検討事例間において、特徴的な共通点や相違点等があれば、それらはわが国での成立性の検討において、前提条件（地質環境条件、廃棄体条件等）のバリエーションや深孔処分の概念（深度、孔径、方向等）のバリエーションを想定し検討を行う際に参考になる可能性がある。このため、それらの情報についても抽出・整理を試みる。

なお、全ての検討事例において、上記で例示したものを含めた全ての主張や論証等が明確になっているとは限らず、明確な部分とそうでない部分が存在することが考えられるが、そのような情報の有無や濃淡の現状を確認することも、深孔処分についての取り組みやすい部分と難しさが伴う部分の判断等に役立つ可能性があり、このような知見もわが国での成立性の検討を行う際に参考になる可能性がある。このため、本調査においては情報の有無や濃淡の把握にも留意することとする。

これらを通じて、深孔処分の成立性を論じる際に着目すべき論点や条件等の具体化を図り、わが国における深孔処分成立の可否の議論を、論点や条件等についての諸外国とわが国での違い、想定される前提条件と深孔処分概念の組み合わせのバリエーション、

等に着目して行っていくための基盤情報として整備する。

ここで、上記調査では、過年度の調査で主な対象としてきた建設・操業準備・操業の段階に加えて閉鎖段階に係る情報収集にも着手する。また、建設・操業準備・操業の段階の情報についても、本調査を通じて分析・整理される主張・論証や新たに着目する閉鎖段階との関係等から、新たな観点での分析・整理や追加の調査が必要になった場合には、これを行うこととする。

上記に係る調査では、文献情報（論文、深孔処分に関する諸外国の評価レポートや関連するプロジェクト報告書、それらの参考文献）や、各種の会議資料やインターネットで入手可能な情報を含めた幅広い情報ソースを対象として文献調査を行う。また、先行事業での調査結果が活用できる場合は、最大限活用する。調査する文献や資料、インターネット情報の詳細は、原子力機構と協議の上定めるものとする。

(2) 主張・論証の成否に関連する技術の現状や課題の調査・分析

上記(1)で分析・整理した、諸外国の検討事例における深孔処分の成立に係る主張・論証で重要とされている技術・手順を中心として、それらの現状や課題等の調査・分析を行う。

具体的には、技術・手順についての現状や課題等の調査・分析を、(1)における以下についての分析・整理結果等を踏まえて実施する。

- ・ 諸外国の検討事例において、事前調査・建設・操業準備・操業・閉鎖等の各段階についての設計要件や複数の段階に係る横断的な設計要件等の実現に向けて、どのような技術及び手順での実現が想定されているかの整理結果
- ・ それらの実現に向けて必要となる条件（地質環境条件、適用技術等）や技術的な課題として、どのようなものが挙げられているかの整理結果 等

その際、例えば、以下のような知見の有無や内容についてのより詳しい調査・分析を、諸外国の検討事例に加え、関連分野（地質環境調査、土木、建築等）の技術情報までを対象として実施する。

- ・ 各検討事例において、どの技術や手順が重要とされているか。その理由は何か。
- ・ 各検討事例において、それら技術や手順について、既存技術での実現性、実現のために取り組むべき課題、課題の優先度・難易度、課題の緩和・解消のレベルに応じた実現性の変化の見通し等について、どの程度の検討がなされているか。
- ・ さらに、検討事例以外の地質環境調査、土木、建築等の関連分野における既存技術や今後の技術開発可能性にも着目した場合、それら技術や手順の実現性、実現のために取り組むべき課題、課題の優先度・難易度、課題の緩和・解消のレベルに応じた実現性の変化の見通し等について、どのように考えることができるか。
- ・ これら重要視されている技術や手順、その現状や課題について、複数の検討事例間や複数の関連分野間において、特徴的な共通点や相違点等があるか。

なお、重要視されている全ての技術や手順について該当する技術情報が確認できると

は限らないが、そのような情報の有無や濃淡の現状を確認することも、深孔処分についての取り組みやすい部分と難しさが伴う部分の判断等に役立つ可能性があり、このような知見もわが国での成立性の検討を行う際に参考になる可能性がある。このため、本調査においては、情報の有無や濃淡の把握にも留意することとする。

ここで、上記調査では、過年度に一部調査を行ってきた建設・操業準備・操業の段階に係る技術や手順に加えて、閉鎖段階に係る技術や手順にも着目する。また、建設・操業準備・操業の段階の技術や手順についても、(1)や(2)での分析・整理の結果や新たに着目する閉鎖段階との関係等から、新たな観点での調査等が必要になった場合には、これを行うこととする。

上記に係る調査では、それ以外の文献情報（論文、深孔処分に関する諸外国の評価レポートや関連するプロジェクト報告書、それらの参考文献、関連分野の各種報告書等）や、各種の会議資料やインターネットで入手可能な情報を含めた幅広い情報ソースを対象として文献調査を行う。また、先行事業での調査結果が活用できる場合は、最大限活用する。調査する文献や資料、インターネット情報の詳細は、原子力機構と協議の上定めるものとする。

(3) 報告書の作成

上記(1)～(2)の成果を取りまとめて、報告書を作成する。報告書の作成にあたっては、原子力機構が指定する様式に従うこととし、報告書の提出部数及び提出期限は、「8. 提出書類等」に示すとおりとする。

7. 貸与品

原子力機構が有する上記作業に必要となる報告書、レポート、文献のうち Web 上で入手困難なものを貸与する。

8. 提出書類等

提出書類名	提出期限	部数
委任又は下請負届 (機構指定様式)	作業開始2週間前まで	1部
実施計画書*	契約締結後速やかに	1部
打合せ議事録	打合せ後速やかに	1部
報告書	令和7年1月31日	1部
電子データファイル**	令和7年1月31日	1部

* 実施計画書には、作業工程、実施体制表を含めること。

** 電子データファイル1式を提出すること。なお、提出する電子データは、報告書の PDF ファイル一式、報告書及び図表についての Word、Excel、PowerPoint 等の加工可能なファイル一式、及び調査結果等を電子媒体に格納したものとする。

(提出場所)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
環境技術開発センター 基盤技術研究開発部
地層処分基盤研究施設 (研究棟)

9. 検収条件

検収箇所における「8. 提出書類等」に示す報告書等の員数・仕様に関する検査の合格、報告書等の完納をもって検収とする。

10. 特記事項

- (1) 本件は、経済産業省資源エネルギー庁から原子力機構が受託し実施するものであり、実施体制を変更する場合、原子力機構は経済産業省資源エネルギー庁の承認を得る必要がある。したがって、受注者は合併または分割等により本契約に係る権利義務を他社へ承継しようとする場合には、事前に原子力機構（基盤技術研究開発部 処分システム開発グループ）へ照会し、了解を得るものとする。
- (2) 契約で使用する設備及び備品（リース物件を含む）については、すべて受注者側で用意する。
- (3) 納入物件の所有権及び著作権、その他この物件の使用、収益、処分（複製・翻訳・翻案・変更・譲渡・貸与及び二次的著作物の利用を含む）及び関連する技術情報に関わるものの権利は原子力機構に帰属するものとする。但し、本契約遂行のために使用するもののうち、本契約締結以前から受注者が所有するものについては、その著作権は受注者に帰属するものとする。
- (4) 本件で知り得た情報等を原子力機構に許可なく使用、公開すること、および第三者に伝達することを禁ずる。
- (5) 本仕様書に記載されている事項および本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議のうえ、その決定に従うものとする。
- (6) 作業実施にあたっては、定期的に進捗状況を原子力機構に報告し、必要に応じて以降の作業を原子力機構と協議の上、進めることとする。

11. 検査員

(1) 一般検査

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
財務部 管財課長

(2) 技術検査

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所 環境技術開発センター 基盤技術研究開発部

処分システム開発グループ グループリーダー

1 2. 知的財産権等

知的財産権等の取扱いについては、別紙-1「知的財産権特約条項」に定められたとおりとする。

1 3. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

以 上

知的財産権特約条項

(知的財産権の範囲)

第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、
実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案
権」という。)、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意
匠権」という。)、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43
号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)、種苗法(平成
10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)及び外国
における上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権等」と総称する。)
- (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受け
る権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に
関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、
種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相
当する権利(以下「産業財産権等を受ける権利」と総称する。)
- (3) 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータ
ベースの著作物(以下「プログラム等」という。)の著作権並びに外国における上
記各権利に相当する権利(以下「プログラム等の著作権」と総称する。)
- (4) コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成16年法律第81号)
に規定するコンテンツで甲が本契約において制作を委託するコンテンツ(以下「コ
ンテンツ」という。)の著作権(以下「コンテンツの著作権」という。)
- (5) 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なもの
であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議の上、特に指定す
るもの(以下「ノウハウ」という。)を使用する権利

2 この特約条項において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実
用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等
の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成
並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 この特約条項において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、
実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積
回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める
行為、プログラム等の著作権については著作権法第2条第1項第15号及び同項第19
号に定める行為、コンテンツの著作権については著作権法第2条第1項第7の2号、第
9の5号、第11号にいう翻案、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19

号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

第2条 本契約に関して、乙単独で発明等を行ったときは、甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。(以下、乙に単独に帰属する知的財産権を「単独知的財産権」という。)

- (1) 乙は、本契約に係る発明等を行ったときは、遅滞なく次条の規定により、甲にその旨を報告する。
- (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- (4) 乙は、甲以外の第三者に委託業務の成果にかかる知的財産権の移転又は専用実施権(仮専用実施権を含む。)若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハマまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に通知し、承認を受けなければならない。

イ 乙が株式会社である場合、乙がその子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同法第4号に規定する親会社をいう。)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 乙が承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

- 2 甲は、乙が前項に規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を無償で(第7条に規定する費用を除く。)譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知

的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(知的財産権の報告)

第3条 乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請をするときは、あらかじめ出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて甲に通知しなければならない。

2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項及び同規則様式26備考24等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願であることを表示しなければならない。

3 乙は、第1項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。

4 乙は、本契約に係るプログラム等又はコンテンツが得られた場合には、著作物が完成した日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。

5 乙は、単独知的財産権を自ら実施したとき、及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第5条第2項に規定する場合を除く。）は、甲に文書により通知しなければならない。

(単独知的財産権の移転)

第4条 乙は、単独知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を甲に文書で提出し、承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該移転の事実を文書より甲に通知するものとする。

2 乙は、前項のいずれの場合にも、第2条、前条、次条及び第6条の規定を準用すること、並びに甲以外の者に当該知的財産権を移転するとき又は専用実施権等を設定等するときは、あらかじめ甲の承認を受けることを当該第三者と約定させ、かつ、第2条第1項に規定する書面を甲に提出させなければならない。

(単独知的財産権の実施許諾)

第5条 乙は、単独知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、甲に文書により通知しなければならない。また、第2条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。

2 乙は、単独知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、文書により甲及び国の承認を受けなければならない。ただし、第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該専用実施権等設定の事実を文書により甲に通知するものとする。

3 甲は、単独知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾

する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲、乙協議の上決定する。

(単独知的財産権の放棄)

第6条 乙は、単独知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(単独知的財産権の管理)

第7条 甲は、第2条第2項の規定により乙から単独知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利を譲り受けたときは、乙に対し、乙が当該権利を譲り渡すときまでに負担した当該知的財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに必要な手続に要したすべての費用を支払うものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属)

第8条 本契約に関して、甲及び乙が共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出なければならない。(以下、甲と乙が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。)

- (1) 当該知的財産権の出願等権利の成立に係る登録までに必要な手続は乙が行い、第3条の規定により、甲にその旨を報告する。
- (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権のうち乙が所有する部分が無償で譲り受けるものとする。

3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権のうち乙が所有する部分が無償で甲に譲り渡さなければならない。

(共有知的財産権の移転)

第9条 甲及び乙は、共有知的財産権のうち自らが所有する部分を相手方以外の第三者に

移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施許諾)

第10条 甲及び乙は、共有知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、あらかじめ相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施)

第11条 甲は、共有知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償で当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が共有知的財産権について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことにかんがみ、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲、乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(共有知的財産権の放棄)

第12条 甲及び乙は、共有知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の管理)

第13条 共有知的財産権に係る出願等を甲、乙共同で行う場合、共同出願契約を締結するとともに、出願等権利の成立に係る登録までに必要な費用は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて負担するものとする。

(知的財産権の帰属の例外)

第14条 本契約の目的として作成される提出書類、プログラム等及びその他コンテンツ等の納品物に係る著作権は、すべて甲に帰属する。

2 第2条第2項及び第3項並びに第8条第2項及び第3項の規定により著作権を乙から甲に譲渡する場合、又は前項の納品物に係る著作権の場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は、著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、第2条及び第8条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願申請を行

った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第16条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して本特約条項の各条項の規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第17条 第2条及び第8条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第18条 本特約条項の有効期限は、本契約締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。